

# 市議会12月定例会

市議会12月定例会は12月1日に招集され、条例や補正予算などが提案されました。主な議案についてお知らせします。

## 条例等

二本松市総合計画の策定について

総合計画は、市民の皆さんと行政が共通の認識を持ち、目指すまちづくりについて、ともに考え、実現に向けて行動するための基本的な指針となる計画です。

令和3年度から令和12年度までの10年間の計画策定について、計画案を議会に提出しました。



新型コロナウイルス感染症対策資金融資利子補給補助基金条例の制定について

新型コロナウイルスの感染拡大により、事業活動に深刻な影響を受けている市内中小企業者が借り入れた資金の融資に関する利子補給補助金の財源に充てるための基金の設置について必要な事項を定めるものです。

生きがいデイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について

安達生きがいデイサービスセンターを二本松生きがいデイサービスセンターに統合するため、所要の改正を行うものです。

## 補正予算

### 一般会計

今回の補正予算については、新型コロナウイルス感染症対策経費、令和元年台風19号に係る災害復旧経費および国・県補助事業の執行経過による変更・整理などが主なもので、歳入歳出予算にそれぞれ1億5346万1千円を追加し、

予算総額を468億4525万8千円とするものです。主な歳入補正内容は次のとおりです。

- ▽水田農業改革支援事業費の増 369万7千円
- ▽畑作生産振興事業費の増 1679万円
- ▽有害鳥獣被害対策事業費の増 1497万1千円
- ▽新型コロナウイルス感染症対策資金融資信用保証料補助の増 1845万4千円
- ▽創業支援空き店舗等活用事業補助の増 732万円
- ▽新型コロナウイルス感染症対策資金融資利子補給補助金基金積立金 2億877万2千円
- ▽農業用施設単独災害復事業費の増 1400万円



|  |  |   |   |
|--|--|---|---|
| <h3>各種運動教室 受講者募集中</h3> <p>1月12日より順次開講!!<br/>受講料:各教室6,000円/全10回</p> <p>※プール内の教室では、消毒液の利用が義務付けられます。<br/>※プール受付にて申込書にご記入いただき、受講料を併せてお申込みください。<br/>※お電話でも予約の申し込みは可能です。<br/>※詳細も可成ですが、定員になり次第締め切らせていただきます。<br/>※開講日についてはあとより変更になる場合がございます。あらかじめご了承ください。</p> <p><b>二本松しんきん城山プール</b><br/>TEL 0243-24-7555</p> | <h3>幼児水泳教室</h3> <p>1 水曜日コース 16:00~17:00<br/>2 金曜日コース 16:00~17:00</p> <h3>小学生水泳教室</h3> <p>1 低学年水曜日コース 17:00~18:00<br/>2 低学年金曜日コース 17:00~18:00<br/>3 低学年土曜日コース 17:00~18:00<br/>4 高学年水曜日コース 18:00~19:00<br/>5 高学年金曜日コース 18:00~19:00<br/>6 高学年土曜日コース 18:00~19:00</p> <p>※詳細な日程は別途お問い合わせください。<br/>※コース毎に定員が異なります(10~15名)。</p> | <h3>はじめての水泳教室</h3> <p>金曜日 11:00~12:00</p> <h3>やさしい水泳教室</h3> <p>1 火曜日 11:00~12:00<br/>2 金曜日 19:30~20:30</p> <h3>目指そう!4泳法水泳教室</h3> <p>木曜日 14:00~15:00</p> <h3>シェイプアップ・アクア</h3> <p>火曜日 19:30~20:30</p> <h3>脂肪燃焼!水中運動教室</h3> <p>木曜日 11:00~12:00</p> <p>肩・膝・腰痛らくらく水中運動<br/>水曜日 11:00~12:00</p> | <h3>こどもの身体づくり</h3> <p>木曜日 17:00~18:00 ※小学生対象</p> <h3>ヨーガ</h3> <p>1 火曜日-昼コース 13:30~15:00<br/>2 火曜日-夜コース 19:15~20:45</p> <h3>ピラティス</h3> <p>1 金曜日コース 19:30~20:30<br/>2 土曜日コース 10:00~11:00</p> <h3>エアロビクス</h3> <p>水曜日 19:30~20:30</p> |
|--|--|---|---|

# 国民健康保険に加入されている方へ 高額療養費申請のご案内



国民健康保険に加入されている方で、受診月ごとの医療費の額が一定の金額(自己負担限度額・下表のとおり)を超えた場合に、その超えた分が高額療養費として支給されます。

### 申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・受診月に世帯内で国保に加入している方全員分の領収書
- ・認め印
- ・振込先の通帳

### 申請先

1階)、各支所地域振興課

### 注意

- ・食費や差額ベッド代等の自費分は支給の対象とはなりません。
- ・70歳未満の方の受診(医科と歯科、入院と外来は別)については、医療機関毎に2万1千円以上の自己負担をした場合のみ合算出来ます。
- ・70歳から75歳未満の方は、医療機関や歯科の区別なく合算出来ません。
- ・世帯に未申告の方がいる場合、申請受付時に限度額の判定が出来ないため、上位

## 70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

| 所得区分<br>【総所得金額等】※1   | 3回目まで                                 | 4回目以降<br>※2 |
|----------------------|---------------------------------------|-------------|
| 901万円超(ア)            | 252,600円<br>+(医療費の総額 - 842,000円) × 1% | 140,100円    |
| 600万円超<br>901万円以下(イ) | 167,400円<br>+(医療費の総額 - 558,000円) × 1% | 93,000円     |
| 210万円超<br>600万円以下(ウ) | 80,100円<br>+(医療費の総額 - 267,000円) × 1%  | 44,400円     |
| 210万円以下(エ)           | 57,600円                               | 44,400円     |
| 住民税非課税世帯(オ)          | 35,400円                               | 24,600円     |

所得者(ア)と同じとみなされず、必ず申告した上で申請するようお願いいたします。

支給については、受診内容確認後となります。確認には、受診月から3カ月程度必要なので、支給まで時間が掛かる場合があります。

### 問い合わせ先

国民年金課 国民年金係  
 ☎(55) 5106  
 Fax 22) 1547  
 または各支所地域振興課

※1 【総所得金額等】=総所得金額(収入金額-必要経費-給与所得控除-公的年金等控除等)-基礎控除(33万円)。世帯内の国保加入者全員の所得で計算します。  
 ※2 過去12カ月間で、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。  
 同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った医療費の合算額が、上の表の限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。ただし、合算には次の条件があります。  
 ※2つ以上の医療機関にかかった場合は別計算。  
 ※同じ医療機関でも入院・外来・歯科は別計算。  
 ※別計算分は、21,000円以上自己負担した分同士についてのみ合算が可能。

## 70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)

70歳以上75歳未満の方は、外来(個人単位)の限度額Aを適用後に、外来+入院(世帯単位)の限度額Bを適用します。

| 所得区分     | 住民税課税<br>所得額 | 外 来<br>(個人単位) A | 外来+入院(世帯単位) B            |          |
|----------|--------------|-----------------|--------------------------|----------|
|          |              |                 | 3回目まで                    | 4回目以降    |
| 現役並み所得者Ⅲ | 690万円以上      | 252,600円+       | (医療費の総額 - 842,000円) × 1% | 140,100円 |
| 現役並み所得者Ⅱ | 380万円以上      | 167,400円+       | (医療費の総額 - 558,000円) × 1% | 93,000円  |
| 現役並み所得者Ⅰ | 145万円以上      | 80,100円+        | (医療費の総額 - 267,000円) × 1% | 44,400円  |
| 一 般      | -            | 18,000円         | 57,600円                  | 44,400円  |
| 低所得者(Ⅱ)  | 住民税非課税       | 8,000円          | 24,600円                  |          |
| 低所得者(Ⅰ)  | 所得0円         |                 | 15,000円                  |          |

医療費控除を  
申告している  
ときは?



確定申告などで医療費控除を申告するときは、医療費の総額から高額療養費の受給額を差し引いて計算しなければなりません。

確定申告などで医療費控除を申告する予定の方は、高額療養費の申請を先に済ませるようお願いいたします。

前年度分など、すでに医療費控除を申告している月分の高額療養費を受給したときは、修正申告が必要となる場合があります。申告および修正申告については、左記までお問い合わせください。

### 問い合わせ先

税務課市民税係  
 ☎(55) 5085  
 Fax 22) 0790  
 二本松税務署  
 ☎(22) 1192

※二本松税務署は音声ガイダンスによる案内となります。ガイダンスに従って操作してください。